



2025年4月4日

各 位

会社名 ビート・ホールディングス・リミテッド
(URL : <https://www.beatholdings.com>)
代表者名 最高経営責任者 (CEO)
チン・シャン・ファイ
(東証スタンダード市場 コード番号 : 9399)
連絡先 IR 室マネージャー
高山 雄太
(電話 : 03-4570-0741)

ビットコインETFの追加購入に関するお知らせ

2025年4月4日(日本時間)、当社は、1ビットコイン(以下「BTC」といいます。)の価格が、約82,160.60米ドル(12,284,652.91円)であった時点で、ビットコインETFであるiShares Bitcoin Trust(以下「IBIT」といいます。)を追加購入し、これまで購入したIBITの数量等は、以下のとおりとなりますのでお知らせいたします。

| 購入日 | 銘柄 | 数量 | 単価 * | | 合計購入価格 | |
|-----------|------|--------|--------|----------|-----------|-------------|
| | | | 米ドル | 日本円 | 米ドル | 日本円 |
| 2025/2/12 | IBIT | 18,260 | 54.210 | 8,105.48 | 989,875 | 148,006,050 |
| 2025/2/13 | IBIT | 18,300 | 54.490 | 8,147.34 | 997,167 | 149,096,410 |
| 2025/2/14 | IBIT | 1,419 | 55.000 | 8,223.60 | 78,045 | 11,669,288 |
| 2025/2/14 | IBIT | 13,751 | 55.400 | 8,283.41 | 761,805 | 113,905,143 |
| 2025/4/3 | IBIT | 20,400 | 48.845 | 7,303.30 | 996,438 | 148,987,410 |
| 2025/4/4 | IBIT | 21,200 | 46.680 | 6,979.59 | 989,616 | 147,967,384 |
| 合計 | | 93,330 | | | 4,812,946 | 719,631,686 |

「円」で表示されている金額は、2025年3月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である1米ドル=149.52円で換算された金額です。

* 取引コストを除く

なお、IBITの保有残高は、四半期ごとに価値を時価評価し、その評価損益を損益計算書の特別項目に計上する予定です。また、四半期業績に著しい影響が発生した場合には適時開示いたします。

以上

(参考) IBIT及びBTCの過去6ヶ月の推移は、次ページのとおりです。



IBIT VS. BTC-USD - PERFORMANCE COMPARISON

The chart below illustrates the hypothetical performance of a \$10,000 investment in iShares Bitcoin Trust (IBIT) and Bitcoin (BTC-USD). The values are adjusted to include any dividend payments, if applicable.



<https://portfolioslab.com/tools/stock-comparison/IBIT/BTC-USD>

ビート・ホールディングス・リミテッドについて

当社、ビート・ホールディングス・リミテッドは、ケイマン諸島においてケイマン法に基づいて設立・登記されたグローバルな投資会社で、香港に事業本部を構え、日本、シンガポール、マレーシア、インドネシア、中国及びカナダに子会社を有しております。子会社の新華モバイル（香港）リミテッドを通じて知的財産権の取得及びライセンスングを行っています。また、子会社の GINSMS Inc.（トロント・ベンチャー証券取引所に上場、TSXV : GOK）を通じてモバイル・メッセージング・サービス並びにソフトウェア製品及びサービスを提供しています。当社は、東京証券取引所のスタンダード市場に上場（証券コード：9399）しております。

詳細は、ウェブサイト：<https://www.beatholdings.com/> をご参照下さい。

本書は一般公衆に向けられた開示資料であり、当社株式への投資を勧誘するものではありません。投資家は、当社への投資を判断する際、当社の過去の適時開示資料及び法定開示資料を含むがこれらに限定されない開示資料を確認し、それらに含まれるリスク要因及びその他の情報を併せて考慮した上でかかる判断を行う必要があります。